

奈良市公報

号外第12号

平成25年 3月28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 指定管理者の指定（2件）…………… 1
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出（2件）…………… 1
- 指定管理者の指定（2件）…………… 2
- 配当計算書の公示送達…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 3
- 放置自転車等の処分…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 放置自動車の処分等…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 6
- 一般競争入札の実施…………… 7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 7

農 業 委 員 会

- 定例総会の招集…………… 7

告示

奈良市告示第36号

奈良市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 1月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市佐保台西町115番地
奈良市勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成25年 4月1日から平成27年 3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

（平成25年 1月16日揭示済）

奈良市告示第37号

なら工藝館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 1月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阿字万字町1番地の1
なら工藝館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成25年 4月1日から平成30年 3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら工藝館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) なら工藝館の個展展示コーナーの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) なら工藝館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

（平成25年 1月16日揭示済）

奈良市告示第38号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、近畿日本鉄道株式会社から次のとおり、登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（A事業）の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項により公告します。

平成25年1月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 換地処分の年月日
平成24年12月26日
- 2 換地処分の内容
平成24年12月21日付け奈良市指令整都区認第24-8号をもって認可した換地計画のとおり
- 3 町の区域の変更

他の町を編入する町	他の町に編入される町
中登美ヶ丘六丁目	押熊町(一部) 二名町(一部)

(平成25年1月16日揭示済)

奈良市告示第39号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、近畿日本鉄道株式会社から次のとおり、登美ヶ丘11次2期住宅地(2工区)土地区画整理事業(B事業)の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項により公告します。

平成25年1月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 換地処分の年月日
平成24年12月26日
- 2 換地処分の内容
平成24年12月21日付け奈良市指令整都区認第24-9号をもって認可した換地計画のとおり
- 3 町の区域の変更

他の町を編入する町	他の町に編入される町
中登美ヶ丘六丁目	二名町(一部)

(平成25年1月16日揭示済)

奈良市告示第40号

奈良市都祁福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年1月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市藺生町1922番地の8
奈良市都祁福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目9番10号
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市都祁福祉センター条例第3条に規定する事業

の実施に関すること。

- (2) 奈良市都祁福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市都祁福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成25年1月16日揭示済)

奈良市告示第41号

奈良市月ヶ瀬福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成25年1月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山1124番地
奈良市月ヶ瀬福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目9番10号
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第3条(第3号を除く。)に規定する事業の実施に関すること。
(2) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。

(平成25年1月16日揭示済)

奈良市告示第42号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年1月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年1月16日揭示済)

奈良市告示第43号

デジタルサイネージ併設タッチパネル情報端末の設置に係る市有財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年1月17日

奈良市長 仲川 元 庸

第1 入札に付する事項

- 1 件名 デジタルサイネージ併設タッチパネル情報端末の設置に係る市有財産の貸付け
- 2 貸付期間 平成25年5月1日から平成30年4月30日まで
- 3 貸付物件 下表のとおり

物件記号	所在地	設置場所	貸付面積	最低貸付料
A	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟	1階 連絡通路	2.16㎡	223,045円

- (1) 入札説明会及び現地説明会は実施しません。なお、設置場所の見学を希望する場合は、奈良市総務部管財課（0742-34-4724）にご連絡ください。
- (2) 貸付面積は、端末の設置に要する面積の合計です。
- (3) 落札者は、貸付期間中、継続的に端末を設置しなければなりません。
- (4) 貸付期間の更新は、行いません。
- (5) 最低貸付料を予定価格とします。
- (6) 最低貸付料は、5年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満たしている法人であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。
 - (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (6) 過去5年以内に、デジタルサイネージの設置管理

業務及びタッチパネル情報端末の設置管理業務を行った実績を有すること。

第3 一般競争入札参加申込書及び一般競争入札実施要領の配布場所並びに配布期間

- 1 配布場所 奈良市総務部管財課（奈良市二条大路南一丁目1番1号 北棟5階）
- 2 配布期間 平成25年1月17日（木）から同年2月5日（火）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

第4 入札参加申込みの方法

- 1 一般競争入札参加申込書に必要な事項を記載し、第2の資格をみたす者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、直接持参により提出すること。
(1) 提出期間 平成25年1月17日（木）から同年2月5日（火）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所 第3の1に同じ。

- 2 受付期間中に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。
- 3 入札参加申込みを行った者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書を平成25年2月8日（金）までに発送します。

第5 入札説明及び現地説明会

実施しません。

第6 質疑に関する事項

一般競争入札実施要領等に関して質疑のある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

- 1 提出先 第3の1に同じ。
メールアドレス kanzai@city.nara.lg.jp
- 2 受付期間 平成25年1月17日（木）から同年1月23日（水）午後5時まで
- 3 回答日 平成25年1月29日（火）
すべての質問と回答を取りまとめ、奈良市ホームページ上に掲載します。

第7 入開札に関する事項

- 1 入札方法 持参入札
 - (1) 入札書は、1法人につき1通とします。
 - (2) 入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字及び物件記号、封筒裏面に事業者の商号又は名称を記入してください。
 - (3) 落札決定にあたっては、貸付期間中（5年間）の貸付料の総額（消費税及び地方消費税を除く。）をもって落札価格としますので、入札書にはその金額を記載してください。
- 2 入開札の日時 平成25年2月18日（月）午後1時30分

入札完了と同時に開札します。
 3 入開札の場所 奈良市役所 入札室
 以下省略
 (平成25年1月17日揭示済)

奈良市告示第44号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成25年1月17日

奈良市長 仲川 元庸

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成25年1月31日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成24年7月3日、同月6日、同月9日、同月12日、同月13日、同月19日、同月21日、同月24日、同月26日及び同月30日
(平成25年1月17日揭示済)

奈良市告示第45号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年1月17日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 移動年月日
平成25年1月17日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表
(平成25年1月17日揭示済)

奈良市告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年1月18日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護	平成25年1月1日
名称	主たる事務所の所在地		
利楽デイサービス奈良南袋	奈良県奈良市南袋町4		
株式会社ヘルスケアグループ	大阪府堺市堺区山本町一丁目20番地1-513		

(平成25年1月18日揭示済)

奈良市告示第47号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
 平成25年1月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 2 移動年月日
 平成25年 1月18日
 3 移動対象区域
 近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
 以下省略

(平成25年 1月18日揭示済)

奈良市告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 1月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
医療法人松本快生会 西奈良中央病院	奈良県奈良市鶴舞西町1番15号
医療法人松本快生会	奈良県奈良市鶴舞西町1番15号

(平成25年 1月21日揭示済)

奈良市告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年 1月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉田 幸紀	奈良県奈良市学園北一丁目8-11かくやビル3F	柔道整復	平成24年12月31日
リフレ鍼灸整骨院(吉田 幸紀)			

(平成25年 1月21日揭示済)

奈良市告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年 1月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
木内 康仁	奈良県奈良市学園北一丁目8-11かくやビル3F	柔道整復	平成25年1月1日
リフレ鍼灸整骨院(木内 康仁)			

(平成25年 1月21日揭示済)

奈良市告示第51号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年 1月21日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年 1月21日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年 1月21日揭示済)

奈良市告示第52号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成25年 1月24日

奈良市長 仲川元庸

- 放置場所
1号物件 奈良市針町345番地 針テラス内
- 自動車の種類

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車体番号
1号物件	三菱	ミニカ	軽	白	奈良580せ3535	V42A-0802251
- 処分年月日

<p>平成25年2月7日</p> <p>4 処分等の内容 廃棄処分</p> <p>5 連絡先 観光経済部観光振興課 電話0742-34-1111 (平成25年1月24日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第53号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成25年1月24日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由</p>	<p>自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成25年1月22日</p> <p>3 移動対象区域 J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成25年1月24日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第54号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。</p> <p>平成25年1月25日 奈良市長 仲川元庸</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定介護機関</th> <th rowspan="2">施設又は実施する事業の種類</th> <th rowspan="2">指定年月日</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">開設者</td> <td rowspan="2">居宅 通所介護 介護予防 通所介護</td> <td rowspan="2">平成25年1月1日 平成25年1月1日</td> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> <tr> <td>ジョイール奈良機能訓練デイサービス</td> <td>奈良県奈良市法華寺町303-1</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>株式会社 ジョイール</td> <td>奈良県生駒市鹿ノ台西三丁目26番地16</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成25年1月25日揭示済)</p>	指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日	名称	所在地	開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年1月1日 平成25年1月1日	名称	主たる事務所の所在地	ジョイール奈良機能訓練デイサービス	奈良県奈良市法華寺町303-1			株式会社 ジョイール	奈良県生駒市鹿ノ台西三丁目26番地16	
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類			指定年月日														
名称	所在地																		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年1月1日 平成25年1月1日																
名称	主たる事務所の所在地																		
ジョイール奈良機能訓練デイサービス	奈良県奈良市法華寺町303-1																		
株式会社 ジョイール	奈良県生駒市鹿ノ台西三丁目26番地16																		
<p>奈良市告示第55号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成25年1月25日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成25年1月25日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成25年1月25日揭示済)</p>	<p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成25年1月26日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成25年1月28日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第57号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成25年1月29日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成25年1月29日</p> <p>3 移動対象区域 J R奈良駅周辺及び近鉄高の原駅自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成25年1月29日揭示済)</p>																		
<p>奈良市告示第56号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成25年1月28日 奈良市長 仲川元庸</p>																			

奈良市告示第58号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年1月30日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	安全・安心に関する市民アンケート調査業務
業務内容	安全・安心のまちづくりに対する市民の意識とその動向を把握し、市民の関心度や行政効果を測定して、将来計画と市政運営上の基礎資料とするため実施する。
委託期間	契約日から平成25年3月29日まで
調査区域	奈良市全域
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 平成24年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (2) 関西に本店を有する者又は関西に支店・営業所等を有し、かつ、契約締結の代理人を置く者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 過去2年以内において、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注業務において、本入札の業務と同種・類似業務の受託実績（平成22年4月1日から平成24年3月31日の間に完了した業務）を有する事業者であること。

3 募集要項等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成25年2月1日（金）から2月13日（水）まで（日曜日、土曜日及び2月11日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 市民生活部 防犯・交通安全課 北棟 6階

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

- (1) 日時
平成25年2月1日（金）から2月13日（水）まで（日曜日、土曜日及び2月11日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

直接持参

(3) 提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 市民生活部 防犯・交通安全課（担当：防犯係） 北棟6階

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時
平成25年2月20日（水）午後1時30分
- (2) 開札の日時
入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所
奈良市役所 入札室

以下省略

（平成25年1月30日揭示済）

奈良市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により都祁友田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年1月30日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	伊達 幸伝 奈良市都祁友田町1418番地	北谷 正裕 奈良市都祁友田町842番地の2

2 変更の年月日

平成25年1月5日

（平成25年1月30日揭示済）

農業委員会

奈良市農業委員会告示第2号

平成25年奈良市農業委員会1月定例総会を次のとおり召集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成25年1月22日

奈良市農業委員長 大西 崇 夫

<p>1 日時 平成25年1月30日(水) 午後2時</p> <p>2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室</p> <p>3 報告 (1) 平成24年奈良市農業委員会事業報告について (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5</p>	<p>号(別段面積)の設定について (3) 農地利用状況調査の結果について</p> <p>4 議案 (1) 平成25年度奈良市農業委員会事業計画(案)について て (2) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について て (平成25年1月22日揭示済)</p>
--	--